

前橋市歴史まちづくり協議会開催要綱

令和2年10月12日 伺定め

令和5年 5月15日 一部改正

(開催)

第1条 地域における歴史的風致の維持向上に関する法律(平成20年法律第40号。以下「法」という。)第11条第1項の規定に基づく前橋市歴史まちづくり協議会(以下「協議会」という。)の開催に関し、必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 協議会において、市長が意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第5条及び法第7条に規定する歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 歴史的風致(法第1条に規定する歴史的風致をいう。以下同じ。)の維持又は向上に資する取り組み及びその進行管理に関すること。
- (3) 法第12条に規定する歴史的風致形成建造物に関すること。
- (4) その他、歴史的風致の維持又は向上に関し、市長が必要と認める事項

(出席者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、20人以内の委員に、協議会への出席を求めるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係民間団体に属する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(運営)

第4条 協議会の委員は、その互選により協議会の会長(以下「会長」という。)及び協議会の副会長(以下「副会長」という。)を定めるものとする。

- 2 会長は、会務を総理し、座長として協議会を進行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、協議会の関係者を会議に出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 会長は、市が実施する業務への助言を行うため、協議会の委員を派遣することができる。

(専門部会等)

第5条 会長は、専門の事項を調査させるため、専門部会を開催することができる。

- 2 会長は、次に掲げる者のうちから、専門部会の部会長及び専門部会の委員を選出

する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係民間団体に属する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 会長は、市が実施する業務への助言を行うため、専門部会の委員を派遣することができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、前橋市都市計画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年10月12日から施行する。

附 則 (令和5年5月15日一部改正)

この要綱は、令和5年5月15日から施行する。